



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 347 道路の区域変更 (道路保全課)
- 348 新道路の供用開始等 (")
- 349 道路の区域変更 (")
- 350 新道路の供用開始等 (")
- 351 道路の区域変更 (")
- 352 新道路の供用開始等 (")
- 353 道路の区域変更 (")
- 354 新道路の供用開始等 (")
- 355 道路の区域変更 (")
- 356 新道路の供用開始等 (")
- 357 道路の区域変更 (")
- 358 新道路の供用開始等 (")
- 359 道路の区域変更 (")
- 360 新道路の供用開始等 (")
- 361 道路の区域変更 (")
- 362 新道路の供用開始等 (")
- 363 道路の区域変更 (")
- 364 新道路の供用開始等 (")
- 365 道路の区域変更 (")
- 366 新道路の供用開始等 (")
- 367 道路の区域変更 (")
- 368 新道路の供用開始等 (")
- 369 道路の区域変更 (")
- 370 新道路の供用開始等 (")
- 371 道路の区域変更 (")
- 372 新道路の供用開始等 (")
- 373 道路の区域変更 (")
- 374 新道路の供用開始等 (")
- 375 道路の区域変更 (")
- 376 新道路の供用開始等 (")
- 377 道路の区域変更 (")
- 378 新道路の供用開始等 (")
- 379 道路の区域変更 (")
- 380 新道路の供用開始等 (")
- 381 道路の区域変更 (")
- 382 新道路の供用開始等 (")
- 383 道路の区域変更 (")
- 384 新道路の供用開始等 (")
- 385 道路の区域変更 (")

- 386 新道路の供用開始等 (")
- 387 道路の区域変更 (")
- 388 新道路の供用開始等 (")
- 389 道路の区域変更 (")
- 390 新道路の供用開始等 (")
- 391 道路の区域変更 (")

告 示

和歌山県告示第347号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 長井古座線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
東牟婁郡串本町 上田原字車田190 7番地先から同町 田原字片田1265 番1地先まで	旧	6.20	155.00	
		13.25		
同上	新	10.30 13.25	155.00	

和歌山県告示第348号

平成18年和歌山県告示第347号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年3月22日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第349号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡古座川町月野瀬字尾マタ650番2地先から同町月野瀬字河辺188番地先まで	旧	9.10 ~ 18.70	150.00	
同上	新	9.30 ~ 20.30	150.00	

和歌山県告示第350号

平成18年和歌山県告示第349号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年3月22日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 田原古座線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡串本町佐部字滝ノ口207番地先から同町佐部字広田296番1地先まで	旧	3.00 ~ 13.20	222.60	
同上	新	10.80 ~ 25.80	222.40	

和歌山県告示第352号

平成18年和歌山県告示第351号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年3月22日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県告示第353号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡古座川町蔵土字平田704番3地先から同町蔵土字平田738番7地先まで	旧	4.20 ~ 13.80	248.50	
同上	新	13.60 ~ 24.00	247.70	

和歌山県告示第354号

平成18年和歌山県告示第353号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年3月22日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第355号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 168号

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考 メートル
新宮市熊野川町東敷屋字枯木谷727番4地先から田辺市本宮町小津荷字向イ山505番地先まで	旧	6.10 ~ 47.00	3,200.00	

同上	新	6.10 } 47.00	3,200.00	
同上	新	11.70 } 47.00	2,346.00	東敷屋トンネル L=1,380.00 イラ原橋 L=25.00 ニツ石トンネル L=798.00

和歌山県告示第356号

平成18年和歌山県告示第355号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年3月25日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第357号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 池田港線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延 長 メートル	備 考
新宮市新宮字徐福7171番21地先から同市新宮字徐福6951番1地先まで	旧	6.10 } 6.30	51.00	
同上	新	8.00 } 16.00	51.00	

和歌山県告示第358号

平成18年和歌山県告示第357号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第359号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字阿尾字大代72番15地先から同町大字産湯字小初湯728番9地先まで	旧	4.90 } 13.40	392.79	
同上	新	10.20 } 22.20	392.79	

和歌山県告示第360号

平成18年和歌山県告示第359号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第361号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 御坊美山線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字小熊字東浦2522番2地先から同町大字小熊字東浦2519番1地先まで	旧	5.30 } 7.00	100.00	
同上	新	11.45 } 17.40	100.00	

和歌山県告示第362号

平成18年和歌山県告示第361号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第363号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
日高郡みなべ町南道字石引谷315番1地先から同町南道字畑崎350番2地先まで	旧	6.00 ? 11.00	379.70	
同上	新	6.00 ? 23.50	370.70	

和歌山県告示第364号

平成18年和歌山県告示第363号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第365号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考

西牟婁郡すさみ町周参見字上戸川316番地先から同町周参見字市原370番1地先まで	旧	3.60 ? 8.20	179.20	
同上	新	6.30 ? 11.80	180.90	

和歌山県告示第366号

平成18年和歌山県告示第365号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第367号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 串本古座川線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡串本町里川字足谷口字井533番1地先から東牟婁郡古座川町南平字高畑474番1地先まで	旧	4.60 ? 11.20	125.00	
同上	新	21.20 ? 84.50	125.00	

和歌山県告示第368号

平成18年和歌山県告示第367号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第369号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 城すさみ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 員 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字入谷1054番1地先から同町周参見字七ヶ谷4974番地先まで	旧	6.40 } 28.80	97.20	
同上	新	9.95 } 28.80	97.20	

和歌山県告示第370号

平成18年和歌山県告示第369号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第371号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 潮岬周遊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 員 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡串本町潮岬字浪ノ浦1165番2地先から同町潮岬字浪ノ浦1167番1地先まで	旧	13.90 } 19.80	68.80	
同上	新	21.20 } 28.50	68.80	

和歌山県告示第372号

平成18年和歌山県告示第371号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第373号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 員 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町蔵土字田ノ野37番1地先から同町蔵土字田ノ野54番1地先まで	旧	5.15 } 5.40	102.50	
同上	新	9.65 } 14.60	102.95	

和歌山県告示第374号

平成18年和歌山県告示第373号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第375号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 員 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

新宮市熊野川町 玉置口字蔭地273 番1地内から同市 熊野川町玉置口 字蔭地273番1地 内まで	旧	4.50 } 8.25	114.00	
同上	新	8.28 } 17.10	114.00	

和歌山県告示第376号

平成18年和歌山県告示第375号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第377号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の員 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字平原字東垣内74番地内から同町大字平原字東垣内74番地内まで	旧	3.79 } 7.10	70.00	
同上	新	11.79 } 20.24	70.00	

和歌山県告示第378号

平成18年和歌山県告示第377号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第379号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の員 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字平原字西垣内32番4地先から同町大字平原字西垣内32番3地先まで	旧	4.90 } 12.61	90.00	
同上	新	10.50 } 26.08	90.00	

和歌山県告示第380号

平成18年和歌山県告示第379号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 串本古座川線

区 間	新旧の別	敷地の員 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡串本町里川字足谷口宇井524番7地先から同町里川字足谷口宇井524番6地先まで	旧	4.50 } 9.20	103.00	
同上	新	24.80 } 45.00	103.00	

和歌山県告示第382号

平成18年和歌山県告示第381号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第383号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 上富田すさみ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 員 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町栗垣内字東栗垣内12番地先から同町栗垣内字東栗垣内328番1地先まで	旧	2.10 } 10.80	137.50	
同上	新	8.80 } 20.50	137.12	

和歌山県告示第384号

平成18年和歌山県告示第383号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第385号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 古座川熊野川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 員 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

東牟婁郡古座川町松根字谷口向1788番1地先から同町松根字谷口向1788番1地先まで	旧	6.30 } 7.30	28.50	
同上	新	7.20 } 36.80	28.50	

和歌山県告示第386号

平成18年和歌山県告示第385号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第387号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 168号

区 間	新旧の別	敷 地 の 員 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
新宮市南松杖字土ノ河646番1地先から同市南松杖字土ノ河647番9地先まで	旧	11.70 } 18.30	122.90	槌の子橋 L=16.00
同上	新	11.70 } 43.30	122.90	槌の子橋 L=16.00

和歌山県告示第388号

平成18年和歌山県告示第387号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第389号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課
 において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 勝浦港湯川線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡那智勝浦町湯川字越瀬9番10地先から同町湯川字越瀬9番1地先まで	旧	14.30 } 16.50	31.30	
同上	新	23.00 } 27.10	31.30	

和歌山県告示第390号

平成18年和歌山県告示第389号（道路の区域変更）で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課
 において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考 メートル
橋本市大字市脇1丁目40番7地先から同市大字市脇5丁目105番1地先まで	旧	15.36 } 25.58	56.85	
同上	新	15.36 } 25.58	56.85	
橋本市大字市脇1丁目40番7地先から同市大字市脇5丁目105番1地先まで	新	15.36 } 27.98	56.85	国道24号重複区間 和歌山方向 133.68 奈良方向 119.08